

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当天的に  
日休日は、  
がとる日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医の登録

保険薬剤師の登録

土地改良区の役員の内任

土地改良区の役員の内任(三件)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)

県営土地改良事業の工事の完了

保安林の指定の解除予定(九件)

開発行為に関する工事の完了

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

指定団体の届出

## 告 示

鳥取県告示第五百七十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
費 道 定 孝	鳥医第三、二二〇号	昭和六十年四月十一日
竹 茂 幸 人	鳥医第三、二二三号	昭和六十年四月十八日

鳥取県告示第五百七十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西本富実	鳥葉第五七三号	昭和六十年四月二十二日

鳥取県告示第五百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐野川土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 小村弘彦 西伯郡岸本町坂長一七七〇
- “ 宅野岩男 “ 岩屋谷三八五一一
- 昭和六十年四月一日就任 任期昭和六十二年三月二十七日まで

鳥取県告示第五百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 加藤一夫 東伯郡北条町大字江北六一三
- “ 田村武 “ 一七〇〇
- “ 村中壽春 “ 二七二九一八
- “ 前田英正 “ 大字国坂一四八八一
- “ 井上君夫 “ 二五八
- “ 濱本昭 “ 大字弓原四一〇
- “ 磯江伸壽 “ 大字北尾四三八
- “ 濱本早太郎 “ 大字弓原六一二
- “ 太田重榮 “ 大字下神七〇八
- “ 根鈴一雄 “ 大字松神七六四
- “ 永田正繼 “ 大栄町大字東園三三三
- “ 田中貢 “ 大字西園一一八六一
- “ 吉田重美 “ 一一六三
- “ 吉田貢 “ 大字由良宿一一六一
- “ 福島崇 “ 一五三四

監事 丸 英夫 大字妻波二一六一三  
 " 田中 秀太郎 北条町大字田井三四五一  
 " 磯江 茂 大字江北五八二  
 " 金山 正夫 大栄町大字東園三六三  
 昭和六十年三月三十一日退任

就任した役員の名及び住所

理事 加藤 一夫 東伯郡北条町大字江北六一三  
 " 磯江 伸壽 大字北尾四三八  
 " 田村 武 大字江北一七〇〇  
 " 太田 重榮 大字下神七〇八  
 " 新田 朝光 大字江北一九六九  
 " 根鈴 一雄 大字松神七六四  
 " 前田 利忠 大字国坂二一六  
 " 濱本 昭 大字弓原四一〇  
 " 前田 英正 大字国坂一四八八一  
 " 山田 則吉 大字弓原六一六  
 " 永田 正繼 大栄町大字東園三三三  
 " 竹歳 幹男 大字由良宿一八六一  
 " 吉田 重美 大字西園一一六三  
 " 井川 克己 大字由良宿一五五〇  
 " 田中 貢 大字西園一一八六一  
 " 丸 英夫 大字妻波二二六一三  
 " 田中 秀太郎 北条町大字田井三四五一

" 磯江 茂 大字江北五八二  
 " 金山 正夫 大栄町大字東園三六三  
 昭和六十年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第五百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 荻原 伊三郎 八頭郡河原町大字袋河原二五八  
 " 近藤 栄次 大字布袋三二二一一  
 " 山根 正則 鳥取市円通寺八七三  
 " 片山 律寿 長谷九九〇〇  
 " 半田 正弘 朝月五三  
 " 中田 吉代志 下味野一二五  
 " 中西 美都男 菖蒲二五五一  
 " 西垣 久夫 古海六六七  
 " 前田 義夫 八三三一六  
 " 徳田 吉久 安長五二七一三

理事	岩 永 正 雄	八頭郡河原町大字袋河原三三五―一
"	松 岡 篤 男	大字布袋二二八
"	山 根 正 則	鳥取市円通寺八七三
"	片 山 律 寿	長谷九九
"	中 村 隆 春	倭文四〇八一三
"	玉 田 定 寿	上味野二五二―一
"	坂 本 稔	下味野三三八
"	藤 原 広 幸	野寺二四―一
"	福 政 実	服部二二八
"	中 西 美 都 男	菑蒲二五五―一
"	前 田 義 夫	古海八三三―六
監事	荻 本 茂	八頭郡河原町大字長瀬二〇六
"	森 田 実	鳥取市倭文二二九
"	木 下 正 美	秋里八一二
"	吉 田 実	岩吉四四
昭和三十九年三月三十一日退任		
就任した役員の氏名及び住所	德 田 吉 久	安長五二七―三
	高 村 光 輝	晚稲二二九
	古 田 幸 雄	西品治五五八
	沢 田 直 行	一八二―八
	飴 野 久 嘉	湖山町北一丁目二四二
	影 井 光 雄	湖山町南一丁目二三五
	宮 本 正	足山一八〇
	浜 下 幸 市	賀露町九一四
	前 田 長 一	竹生七七
	西 垣 久 夫	古海六六七
	中 村 嘉 光	西品治六〇九
	大 西 吉 正	湖山町北六丁目二八九
昭和六十年四月一日就任 任期四年		

鳥取県告示第五百七十八号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和三十九年五月二十一日  
 鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 生田裕宣 米子市兼久一一七

高田賢治 六

齊木光昌 石井七八二

齊木利夫 七二七

佐藤厚美 奥谷九一〇

橋谷邦次 四六七

渡辺衛 日原四八一

幡原清之 四六〇一

深田重治 兼久五六

齊木良逸 石井六八一

瀨尾鹿寿 奥谷九〇九

幡原敦夫 日原四二二

昭和六十年四月十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 生田裕宣 米子市兼久一一七

高田賢治 六

齊木光昌 石井七八二

齊木利夫 七二七

瀨尾鹿寿 奥谷九〇九

遠藤勤 五四八

渡辺衛 日原四八一

青砥衛 四二一

深田重治 兼久五六

齊木良逸 石井六八一

佐藤厚美 奥谷九一〇

幡原敦夫 日原四二二

昭和六十年四月十二日就任 任期四年

鳥取県告示第五百七十九号

岩美町が行う土地改良事業に係る日野谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第4項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年五月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十号

岩美町が行う土地改良事業に係る藤助谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年五月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の翌日の日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十一号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称

工事完了年月日

県営ほ場整備事業香取地区ほ場整備

昭和五十九年一月十一日

県営ほ場整備事業邑美地区（第三工区から第五工区まで）ほ場整備

昭和五十九年三月二十五日

県営ほ場整備事業国府地区（第二工区）ほ場整備

昭和五十九年十一月二十日

県営ほ場整備事業国府地区（第四工区）ほ場整備

昭和五十九年十二月二十五日

県営ほ場整備事業国府地区（第一工区及び第三工区）ほ場整備

昭和六十年三月二十日

鳥取県告示第五百八十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字荒舟字苧尾ヶ谷六五四の一・六五四の二・字崩御ヶ平ル六五五の一・六五五の二・六五五の四・六五五の一四・六五五の二

一・六五五の二三・六五五の二五・六五五の二七・六五五の二八・八頭郡郡家町大字福地字カナイ谷平六〇七（以上一二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字山田字慶録谷七二〇の一・七二〇の二・字横道七二

五（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、七二八の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字大道一三六七の四〇・一三六七の四一・一三六七の四八・一三六七の五〇から一三六七の五二まで・一三六七の五五・一三六七の五七・一三六七の六〇・一三六七の六一・一三六七の六七・一三六九の一一・一三六九の一九・一三六九の三九から一三六九の四一まで・一三六九の四六（以上一七筆について、次の図に示す部分に限る。）、一三六七の五九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ヒレジ折橋一二六二の一五八・一二六二の一  
五九・一二六二の三一（以上三筆について、次の図に示す部分に限  
る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字加茂字小谷平一二五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係村  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字穂見字柳ヶ谷奥七四七（次の図に示す部分に限る。）  
二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字二舛鉄山所三三三の九・三三三の一五・字奥  
山一八九三の一から一八九三の一四まで・一八九三の一八（以上七筆  
について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字二舛鉄山所三三三の二四から三三三の二九ま  
で、字牛子山一三六四の一〇、一三六四の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

送電施設用地とするため

鳥取県告示第五百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町津地字アナイゴ九八五・字峠谷西平一〇二九の一・一〇二九の二・一〇三〇の一（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水渡のかん養

3 解除の理由

送電施設用地とするため

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町津地字山田林九八〇（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十二月二十三日 鳥取県指令受都計第三百三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市日原字西才加

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市日原五九七

田村延道

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
大日本民族青年運動協議会因幡青年隊	村上 和行	浜沢 勝則	鳥取市秋里四一九	昭和六十一年四月十七日	その他政治団体
明 和 会	葉狩 隆義	山本 洋	鳥取市御弓町五四	昭和六十一年四月二十日	
井上健治後援会	加藤 清俊	徳岡 健一	日野郡江府町大字江尾一八六六	昭和六十一年四月十四日	
福田正臣後援会	徳岡 久義	樺代 実徳	日野郡江府町大字江尾二二二三	昭和六十一年四月三十日	
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市就將支部	氏名	田丸喜久治	山中 治	昭和六十一年四月三日	政党の支部
自由民主党鳥取市大正支部	"	中山 藤一	西根 勇	昭和六十一年四月六日	"
自由民主党岩美町支部	"	前田 宏	山本 英吉	昭和六十一年四月十日	"

自由民主党米子市啓成支部	代表者の氏名	田村 繁夫	米子市富士見町二丁目一〇	昭和六十一年四月十日	
"	代表者の氏名	角 博	米子市大崎一四一六	"	
自由民主党米子市崎津支部	代表者の氏名	山口 孝	米子市霞津三六三一	"	
"	代表者の氏名	角 博	角 博	"	
自由民主党淀江町支部	代表者の氏名	内藤 番夫	内藤 番夫	昭和六十一年四月十五日	
明日の明るいま子を築く会	代表者の氏名	庄司 敬	庄司 敬	昭和六十一年四月二十日	その他政治団体
わたなべまきぞう後援会	"	渡部 重治	渡部 重治	"	
角博後援会	"	前田 健治	前田 健治	昭和六十一年四月二十日	
"	代表者の氏名	小坂 武夫	前田 健治	"	
伊佐田富之後援会	代表者の氏名	本多 茂	竹田 利幸	昭和六十一年四月三日	
大川正夫後援会	"	前田 勇	谷口 石松	昭和六十一年四月六日	
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部連合会	代表者の氏名	森本 哲	徳丸 和雄	"	
谷口充後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市上井町一丁目一三一	倉吉市上井町一丁目一三一	昭和六十一年四月八日	
豊かな活力ある鳥取市を築く会	代表者の氏名	足立利喜雄	渡辺寛大夫	"	
全日本不動産政治連盟鳥取県支部	主たる事務所の所在地	鳥取市川端二丁目二〇一	鳥取市末広温泉町一八	昭和六十一年四月十日	
"	代表者の氏名	三橋 英雄	大久保菊蔵	"	

大川正夫後援会	尾崎源十郎	油谷百合子	昭和六十一年四月十日	"
下西を働かせよう会	倉吉市金森町三八	倉吉市金森町五二	"	"
"	代表者の氏名 若林 巖	村野 實	"	"
"	会計責任者の氏名 甲斐せつ子	甲斐 孝	"	"
吉田忠良後援会	主たる事務所の所在地 倉吉市円谷町五〇三	倉吉市円谷一四三	昭和六十一年四月十日	"
大島いわお後援会	会計責任者の氏名 里田 孝夫	山根 栄一	昭和六十一年四月二十三日	"
前田良雄後援会	代表者の氏名 古田 豊秋	藤原 竹応	"	"
吉田勤後援会	主たる事務所の所在地 倉吉市長坂町四六六	倉吉市東鴨四六六	昭和六十一年四月二十五日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
前田宏後援会	福本 昌男	前田 恒利	岩美郡岩美町大字岩本一〇九〇	昭和六十一年四月十日	その他政治団体
歳岡秋治後援会	平木 重三	森田 清蔵	八頭郡船岡町大字破岩四四	昭和六十一年四月十日	"
大島いわお後援会	藤井邦太郎	里田 孝夫	倉吉市上井一丁目二二一三	昭和六十一年四月十日	"
大橋二郎後援会	富谷 誠一	香川 五秀	倉吉市新町三丁目二二八九	昭和六十一年四月十日	"

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日	(1) 収入総額	(2) 支出総額
前田宏後援会	昭和60年4月11日	10,000円	0円
前年繰越額		10,000円	
本年収入額	(昭和59年12月31日解散)		10,000円
収入・支出の総額			10,000円

2 支出の内訳

政治活動費 10,000円  
 組織活動費 10,000円  
 合 計 10,000円

政治団体の名称 歳岡秋治後援会  
 報告年月日 昭和60年4月15日

収入・支出の総額

1 収入総額 0円  
 2 支出総額 0円

政治団体の名称 大島いわお後援会

報告年月日 昭和60年4月18日  
 (昭和60年3月31日解散)

収入・支出の総額  
 1 収入総額 0円  
 2 支出総額 0円

政治団体の名称 大橋二郎後援会  
 報告年月日 昭和60年4月19日

収入・支出の総額  
 1 収入総額 0円  
 2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

指定団体の届出をした者の氏名		公職の種類	指 定 団 体		代表者の氏名	届出年月日
名	称	名	称	主たる事務所の所在地	氏名	日
坂野 重信	参議院議員	坂野郷土振興会	倉吉市八屋一〇三一七		山根 博	昭和六十三年四月三日
松田 道昭	県議会議員	松田道昭後援会	東伯郡東伯町大字八橋一四五五		森 友則	昭和六十年四月八日